

いわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成11年1月29日いわき市規則第2号）

最終改正:令和3年8月12日いわき市規則第45号

改正内容:令和3年8月12日いわき市規則第45号〔令和3年8月12日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年いわき市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（更新の登録）

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前3月から1月までに、市長に申請しなければならない。

（登録の申請）

第3条 条例第3条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者新規・更新登録申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、更新の登録を受ける場合における既に受けている登録の年月日及び番号とする。

（登録申請書の添付書類）

第4条 条例第3条第2項第1号の書類は、誓約書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第3条第2項第2号の書類は、器具明細書（第3号様式）によるものとする。

3 条例第3条第2項第3号の規定による浄化槽清掃業者の氏名等を記載した書類は、連絡浄化槽清掃業者名簿（第4号様式）によるものとする。

4 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。

- （1）申請者及び条例第3条第1項第3号に規定する役員（これらの者が浄化槽の保守点検を行う事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人を含む。）の略歴を記載した書類
- （2）営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類
- （3）前号の浄化槽管理士の略歴を記載した書類及び住民票の写し又はこれに代わる書類
- （4）法人にあっては、登記事項証明書及び定款
- （5）個人にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書類
- （6）事業の概要を記載した書類
- （7）営業所の位置図
- （8）更新の登録を受けようとする場合にあっては、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が条例第11条の2に規定する研修を修了したことを証する書類

5 前項各号に規定する書類又は図面のうち、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- （1）前項第1号の書類 浄化槽保守点検業者登録申請者等略歴書（第5号様式）
- （2）前項第3号の略歴を記載した書類 浄化槽管理士略歴書（第6号様式）
- （3）前項第6号の書類 事業概要書（第7号様式）

（登録簿）

第5条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿（第8号様式。以下「登録簿」という。）によるものとする。

（登録証）

第6条 条例第4条第2項の規則で定める登録証は、浄化槽保守点検業者登録証（第9号様式）によるものとする。

（登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求）

第7条 条例第4条第3項の規定により登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧・謄本交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第8条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届（第11号様式）により行うものとする。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類又は図面を前項の浄化槽保守点検業者登録事項変更届に添付しなければならない。

- （1）条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し若しくはこれに代わる書類又は登記事項証明書
- （2）条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更 登記事項の変更があった場合においては登記事項証明書、営業所の所在地を変更した場合においては位置図
- （3）条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項の変更があった場合においては登記事項証明書、新たに役員となる者がある場合においては当該役員に係る第4条第1項の誓約書及び同条第5項第1号の浄化槽保守点検業者登録申請者等略歴書
- （4）条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第4条第4項第2号及び第3号の書類

（登録証の書換えの申請）

第9条 条例第7条の規定による登録証の書換えの申請は、浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書（第12号様式）により行うものとする。

（登録証の再交付の申請）

第10条 条例第8条第1項の規定による登録証の再交付の申請は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書（第13号様式）により行うものとする。

（廃業等の届出）

第11条 条例第9条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届（第14号様式）により行うものとする。

(営業所に備える器具)

第12条 条例第11条第2項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水温測定器具
- (2) 水素イオン濃度指数測定器具
- (3) 溶存酸素濃度測定器具
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 混合浮遊物質濃度測定器具
- (8) 汚泥沈殿率測定器具
- (9) スカム及び汚泥厚測定器具
- (10) 透視度測定器具
- (11) 水準測定器具
- (12) 汚泥返送器具

(浄化槽管理士に対する研修)

第12条の2 条例第11条の2に規定する研修は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 浄化槽行政に関する事項
- (2) 浄化槽の構造及び機能に関する事項
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検の業務に関し必要な事項

2 前項の研修は、市長が適当と認める者が実施するものとする。

(帳簿の記載事項)

第13条 条例第14条の規定により営業所ごとに備える帳簿は、浄化槽保守点検業務日誌(第15号様式)によるものとする。ただし、当該帳簿は、同様式に準ずるものとして作成することができる。

2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)
- (2) 浄化槽の所在地並びに型式、処理方式及び処理対象人員
- (3) 保守点検年月日
- (4) 保守点検料金
- (5) 保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (6) 保守点検の技術上の基準に基づく記録
- (7) 条例第12条第2項の規定による通知をした場合にあっては、その年月日

3 第1項の帳簿は、各事業年度(事業年度の定めのない場合においては、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(身分証明書)

第14条 条例第16条第3項の証明書は、身分証明書(第16号様式)によるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

---